

子ども心身発達医療センター 非常勤理学療法士 勤務条件等に関する要領

1 趣旨

会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程に定めるもののほか、子ども心身発達医療センターの非常勤理学療法士の勤務条件等に関して必要な事項を定める。

2 任期

当該年度の4月1日（年度途中の採用にあつては採用日）から当該年度の3月31日まで

※ただし、採用の日から起算して、1月間（実際に勤務した日数が15日に満たない場合は、その日数が15日に達するまで）は条件付採用とし、条件付採用期間の終了前に、知事が別段の措置をしない限り、その期間が終了した日の翌日において会計年度任用職員の任用は正式のものとなる。

※なお、地方公務員法に定める「欠格条項」に該当する者は、非常勤理学療法士になることはできません。

ア 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

イ 三重県において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から二年を経過しない者

ウ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 再度の任用の有無

無

4 業務の内容

外来、入院患児へのリハビリテーション

- ・身体機能回復のための関節可動域、筋肉増強のための訓練
- ・歩行動作などの日常生活動作練習を通じて自立した生活ができるための指導
- ・車椅子、歩行器などの福祉器具、身体補助のための装具作製への助言
- ・その他リハビリ業務に関するデータ入力や電話対応、地域支援業務など

5 業務に必要な免許、資格又は学歴（履修科目）

理学療法士

6 業務に必要な経験・能力

子どもの特性や障がいを考慮した働きかけや助言

7 勤務場所

子ども心身発達医療センター 医療部 地域支援・リハビリテーション課
三重県津市大里窪田町340番5

8 勤務時間・日数、休憩時間

（1）勤務時間及び休憩時間

午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間は正午から午後1時までの1時間
実勤務時間 1日7時間45分

(2) 勤務日数

月16日を基本(1日7時間45分)

※毎月の勤務日数は、業務及び祝日・年末年始の休日等の状況により2日以内の範囲で変動する場合がある。

(3) 所定勤務時間を超える勤務の有無

原則、無し。

9 休日

勤務日以外の日

(原則は土日、祝日及び年末年始。ただし勤務の割振りがあった場合を除く)

10 休暇制度

別紙「会計年度任用職員の休暇制度の概要」のとおり。

なお、再度、採用された場合は、年次有給休暇を繰越することができる。

※詳細は「会計年度任用職員の任用、勤務条件及び身分取扱いに関する規程」による。

11 報酬

報酬等 (※)	日額 (時間額/月額) 11,330円～12,680円
期末手当	任用期間が6か月以上で、1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者に、別に定める規定に基づき支給。支払日は6月30日と12月10日(ただし、この日が休日に当たる場合はその前日。)
勤勉手当	任用期間が6か月以上で、1週間当たりの平均勤務時間が15時間30分以上の者に、別に定める規定に基づき支給。支払日は6月30日と12月10日(ただし、この日が休日に当たる場合はその前日。)
その他手当に相当する報酬	通勤手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、特殊勤務手当に相当する報酬を別に定める規定に基づき支給。
退職手当	無
報酬締切日	毎月末
報酬支払日	翌月21日(ただし、この日が休日に当たる場合はその前日。)
支払方法	口座振込(法令の規定に従い、源泉徴収がなされます。)
昇給	無

※ 「報酬等」は、地域手当相当の報酬を含んだ額。

12 社会保険等

・法令に基づく雇用保険、健康保険、厚生年金保険に加入。

(健康保険部分は、地方職員共済組合に加入。)

・法令に基づく労働災害補償保険又は県の規定による公務災害補償の対象となる。

13 退職

- ・任用期間が満了又は死亡の際は、別に発令することなく退職となる。
- ・辞職の申出は、所定の様式により、辞職日の原則 30 日前に書面により行うものとする。

14 服務

- ・地方公務員法の服務に関する規定が適用される（営利企業への従事等の制限を除く。）
- ・なお、営利企業への従事等の場合は、事前に届出書を提出するものとする。
- ・法令に基づき失職、懲戒処分、分限処分等となる場合がある。

附則

- 1 この要領は、令和 7 年 6 月 1 日から施行する。